

法人県民税及び法人事業税の税額一覧

(令和4年4月から適用)

1 法人県民税

(1) 法人税割

熊本県では、法人税割の超過課税を行っています。しかし、資本金の額又は出資金の額が1億円以下で、かつ、法人税額が1千万円以下（事業年度が1年に満たない場合は月割り計算します。月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときはこれを1月とします。）の法人等は、標準税率となる不均一課税を行っています。

なお、本県以外の都道府県にも事務所等が所在する法人の場合、法人税割額は当該法人の法人税額を、事務所等に係る従業者数であん分した額に税率を乗じます。

区分	法人税額の	税率	
		H26.10.1以後に開始する事業年度	R1.10.1以後に開始する事業年度
(1) 下記(2)以外の法人(清算所得に対する法人税を納める法人を含む。)	法人税額の	4.0%	1.8%
(2) ① 資本金の額又は出資金の額が1億円以下で、かつ、法人税額が1千万円以下の法人 ② 資本若しくは出資を有しない法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）で、かつ、法人税額が1千万円以下の法人 ③ 法人でない社団又は財団で、かつ、法人税額が1千万円以下の法人 ④ 中小企業者、農業協同組合、漁業協同組合又は森林組合の合併法人（合併の日の属する事業年度以降3箇年度）で、かつ、法人税額が1千万円以下の法人	法人税額の	3.2%	1.0%

(2) 均等割

資本金等の額の区分	標準税率	超過税率	合計
① 公共法人及び公益法人等のうち均等割を課することができないもの以外 ② 収益事業を行う人格のない社団等 ③ 一般社団法人及び一般財団法人 ④ 公益社団法人及び公益財団法人 ⑤ 資本金の額又は出資金の額を有しない法人（相互会社を除く。①～④を除く。） ⑥ 資本金等の額が1千万円以下	年20,000円	年1,000円	年21,000円
資本金等の額が 1千万円 超 1億円 以下	年50,000円	年2,500円	年52,500円
資本金等の額が 1億円 超 10億円 以下	年130,000円	年6,500円	年136,500円
資本金等の額が 10億円 超 50億円 以下	年540,000円	年27,000円	年567,000円
資本金等の額が 50億円 超	年800,000円	年40,000円	年840,000円

- ※ 1 算定期間中、事務所等の新設又は廃止があり、事務所等を有していた期間が1年に満たない場合は月割計算します。月数は暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨ててください。
- 2 熊本県では、平成17年度から「熊本県水とみどりの森づくり税」を導入しており（上表に示す「超過税率」の部分）、その額は、標準税率の5%相当額です。
- 3 資本金等の額とは、法人が株主等から出資を受けた金額として法人税法施行令で定める額をいいます。平成27年4月1日以後に開始する事業年度においては、資本金等の額が、資本金及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合、資本金等の額は、資本金及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額とします。
- 4 平成27年4月1日以後に開始する事業年度については、一定の要件を満たす無償増資、無償減資等による欠損填補を行った場合、上記の資本金等の額に加減算の調整を行った後の金額を、均等割の税率区分の基準となる資本金等の額とします。この場合、株主総会議事録、債権者に対する異議申立の公告（官報の抜粋）、株主資本等変動計算書等の提出が必要になります。

2 法人事業税

平成20年10月1日以後に開始する事業年度から、法人事業税と併せて国税である地方法人特別税（特別法人事業税）を申告納付する必要があります。（地方法人特別税は、令和元年9月30日までに開始する事業年度をもって廃止され、令和元年10月1日以後に開始する事業年度から特別法人事業税が適用されます。）

◆ 法人事業税の納める額

(1) 外形標準課税対象以外の法人

【(3) 電気供給業を行う法人、(4) 特定ガス供給業(※2)を行う法人を除く】

法人	区分	税率		
		H26.10.1以後に開始する事業年度	R1.10.1以後に開始する事業年度	
普通法人	所得割	所得のうち年400万円以下の金額	3.4%	3.5%
		所得のうち年400万円を超え800万円以下の金額	5.1%	5.3%
		所得のうち年800万円を超える金額、 軽減税率不適用法人の所得、清算所得	6.7%	7.0%
特別法人 (協同組合、信用金庫、医療法人等)	所得割	所得のうち年400万円以下の金額	3.4%	3.5%
		所得のうち年400万円を超える金額、 軽減税率不適用法人の所得、清算所得	4.6%	4.9%
導管ガス供給業(※2)、保険業及び貿易保険業を行う法人	収入割	収入金額	0.9%	1.0%

(2) 外形標準課税対象法人(所得課税法人で資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人)

【(3) 電気供給業を行う法人、(4) 特定ガス供給業(※2)を行う法人、公益法人等、特別法人、人格のない社団等、投資法人等を除く】

割区分	区分	税率				
		H26.10.1以後に開始する事業年度	H27.4.1以後に開始する事業年度	H28.4.1以後に開始する事業年度	R1.10.1以後に開始する事業年度	R4.4.1以後に開始する事業年度
所得割	所得のうち年400万円以下の金額	2.2%	1.6%	0.3%	0.4%	1.0%
	所得のうち年400万円を超え800万円以下の金額	3.2%	2.3%	0.5%	0.7%	
	所得のうち年800万円を超える金額 軽減税率不適用法人の所得、清算所得	4.3%	3.1%	0.7%	1.0%	
付加価値割	付加価値額	0.48%	0.72%	1.2%		
資本割	資本金等の額	0.2%	0.3%	0.5%		

(3) 電気供給業を行う法人

法人	区分	税率				
		H26.10.1以後に開始する事業年度	R1.10.1以後に開始する事業年度	R2.4.1以後に開始する事業年度		
電気供給業(小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を除く。)を行う法人	収入割	0.9%	収入割	1.0%	※1 (1) 収入割	1.0%
小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を行う法人					※1 (2) 収入割	0.75%
					付加価値割	0.37%
					資本割	0.15%
上記以外の法人	収入割	0.75%				
			所得割	1.85%		

(4) 特定ガス供給業（※2）を行う法人

割区分	区分	税率		
		H26.10.1以後 に開始する 事業年度	R1.10.1以後 に開始する 事業年度	R4.4.1以後 に開始する 事業年度
収入割	収入金額	0.9%	1.0%	0.48%
付加価値割	付加価値額	-		0.77%
資本割	資本金等の額			0.32%

- ※ 1 電気供給業に係る法人事業税の課税方式の一部見直し
令和2年4月1日以後に開始する事業年度から、電気供給業のうち発電・小売電気事業等に係る課税方式の見直しが行われました。（特別法人事業税についても税率が変更されました。）
- (1) 配電事業を行う法人の令和4年4月1日以後に終了する事業年度を含みます。
(2) 特定卸供給事業を行う法人の令和4年4月1日以後に終了する事業年度を含みます。
- 2 令和4年4月1日以後に開始する事業年度から、ガス供給業のうち特定ガス供給業を除く製造小売事業について、普通法人と同様の課税方式となりました。
- 3 軽減税率不適用法人とは、3以上の都道府県に事務所等を有し、かつ、資本金の額又は出資金の額が1千万円以上の法人をいいます。なお、令和4年4月1日以後に開始する事業年度について、外形標準課税対象法人の所得割に係る軽減税率の適用は廃止されました。
- 4 上記の所得区分は事業年度が1年に満たない場合は月割計算して区分します。月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときはこれを1月とします。
- 5 上記の割区分毎に算出した税額の合計が法人事業税額となります。
- 6 付加価値額とは、報酬給与額、純支払利子、純支払賃借料及び単年度損益の合計です。
- 7 資本割の課税標準となる資本金等の額とは、法人が株主等から出資を受けた金額として法人税法施行令で定める額をいいます。（資本金等の額については、1 法人県民税（2）均等割をご参照ください。）
- 8 平成22年10月1日以降に解散した法人については、通常の所得課税の税率が適用されます。

(5) 分割基準

2以上の都道府県に事務所等を有する法人は、下表の区分により、課税標準額の総額を分割したうえで、税額を算出してください。（平成17年4月1日以後に開始する事業年度から適用）

事業の種目	課税標準の分割基準	
非製造業（※）	課税標準の1/2	事務所数
製造業	課税標準の1/2	従業者数
	従業者数（資本金1億円以上の法人：工場の従業者数を1.5倍）	

※ 鉄道事業・軌道事業、ガス供給業・倉庫業及び電気供給業のうち発電事業、送配電事業は、軌道の延長キロメートル数や固定資産の価額、電線路の送電容量を分割基準とします。

3 その他

(1) 端数計算の方法

課税標準額 1,000円未満の端数（又は全額が1,000円未満） 切り捨て
税額 100円未満の端数（又は全額が100円未満） 切り捨て

(2) 中間申告について

法人税額の中間申告額が10万円以下である場合は、法人県民税及び法人事業税のいずれについても中間申告（前事業年度の実績に基づくもの（予定申告）又は仮決算に基づくもの（中間申告）の申告納付）の必要はありません。（ただし、収入金額に対する事業税を申告納付すべき法人を除く。）

なお、外形標準課税の対象となる法人については、法人事業税の中間申告（前事業年度の実績に基づくもの（予定申告）又は仮決算に基づくもの（中間申告）の申告納付）が必ず必要となります。

(3) 法人県民税・事業税に係る納付書について

法人県民税・事業税額を納付される際に、市販ソフト等で作成された納付書を使用された場合、電算管理において支障をきたす恐れがありますので、次のいずれかの納付書をお使いくださるようお願いいたします。

- ① 本県から、申告書用紙を送付した際に添付されている納付書又は別途本県から送付した納付書
- ② 本県ホームページ【「防災・くらし・環境」→「税金・証紙・宝くじ」→「税務課」→「納税・納税証明書手続き」→「法人関係税納付書様式」】に掲載された納付書

※ ②を使用される場合は、本県から送付している「法人県民税・法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税（お知らせ）」に記載されている「納税者番号」及び「消込枝番」を必ず記載してください。（納税者番号等が不明の場合は本パンフレットの最後に記載されている県央広域本部税務部課税第一課にお問い合わせください。）

(4) 申告書の送付及び受付について

税務上の申告書や申請書・届出書は信書にあたるため、これらは郵便物又は信書便として送付していただく必要があります。小包郵便物（ゆうパック等）は、郵便法の定める郵便物ではなくなりました。郵便又は信書便を利用して申告書を送付された場合は、その通信日付印に表示された日を提出日とみなすこととなりますが、それ以外の場合は、到着した日が提出日となりますので御注意ください。

(5) 法人番号の記載について

マイナンバー（個人番号及び法人番号）の利用開始に伴い、平成28年1月1日以後に開始する事業年度分の申告については、申告書等の法人番号欄に法人番号（13桁）を記載してください。

(6) 大法人等の電子申告義務化について

令和2年4月1日以後に開始する事業年度から、次の内国法人については、電子申告が義務化されました。

- ①事業年度開始の日において資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人
- ②相互会社、投資法人及び特定目的会社

※ 電子申告義務がある法人が、申告期限までに電子申告を行わず、書面により申告した場合、不申告として取り扱われますので御注意ください。

4 特別法人事業税（令和元年10月1日以後に開始する事業年度から適用）

◆特別法人事業税を納める人

法人事業税（所得割、収入割）の納税義務のある法人

◆納める額

課税標準	法人の種類	税率		
		R1.10.1以後 に開始する 事業年度	R2.4.1以後 に開始する 事業年度	R4.4.1以後 に開始する 事業年度
所得割額	外形標準課税法人・特別法人以外の法人	37%		
	外形標準課税法人	260%		
	特別法人	34.5%		
収入割額	①収入金課税となる法人（②③を除く）	30%		
	②電気供給業（小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業）を行う法人	30%	40%	
	③特定ガス供給業を行う法人	30%		62.5%

5 地方法人特別税（令和元年9月30日までに開始する事業年度までの適用）

◆地方法人特別税を納める人

法人事業税（所得割、収入割）の納税義務のある法人

◆納める額

課税標準	法人の種類	税率		
		H26.10.1以後 に開始する 事業年度	H27.4.1以後 に開始する 事業年度	H28.4.1以後 に開始する 事業年度
所得割額	外形標準課税対象以外の法人	43.2%		
収入割額	収入金課税となる法人	43.2%		
所得割額	外形標準課税対象法人	67.4%	93.5%	414.2%

申告書等の提出先・問い合わせ先

熊本県県央広域本部税務部課税第一課

〒862-8571 熊本市中央区水前寺6丁目18-1 行政棟新館1階

電話：096-333-3200（代表）

（R4.4）